令和6年度

第2回長野市国民健康保険運営協議会

資 料

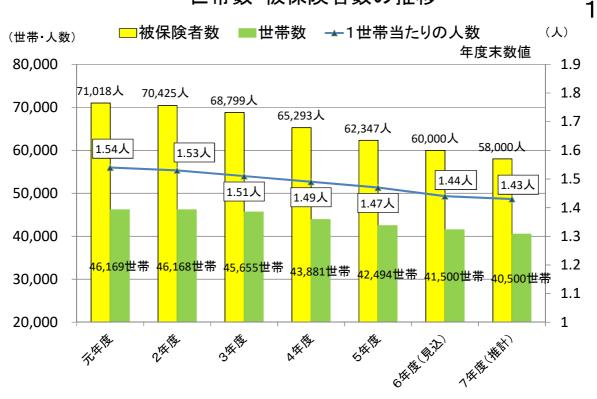
国保•高齢者医療課

資料1	国民健康保険の現況・・・・・・・・・1~2ページ
資料 2	令和7年度保険料について・・・・・・・・・3ページ
資料3	保健事業の実施状況について・・・・・・・5~17ページ
資料 4	マイナ保険証の利用状況・・・・・・・・・18ページ
資料 5	令和7年度長野市国民健康保険事業計画(案)・・・19~25ページ

国民健康保険の現状

資料1

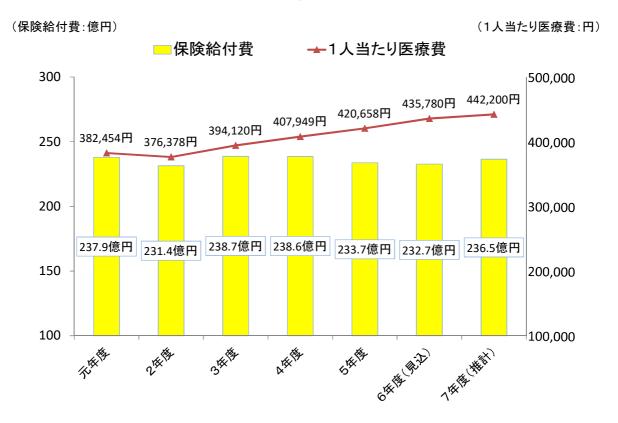
世帯数・被保険者数の推移

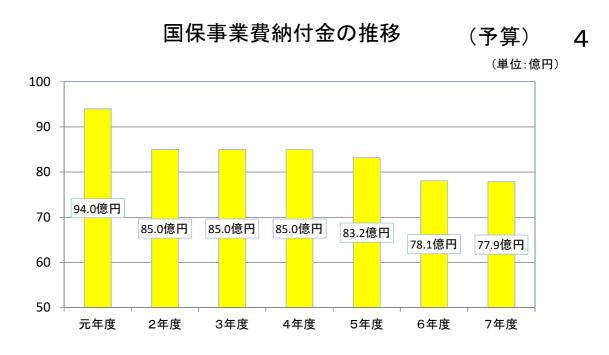


現年度分保険料調定額の推移



保険給付費の推移





納付金とは、県全体の医療費を見込んだ上で、各市町村の所得水準や被保険者数等に応じて市町村ごとの納付金を算定し、市町村は県から示された納付金を納めることで、県から医療費が給付される制度です。

令和7年度保険料について

1 令和7年度保険料率(令和6年度と同じ)

区 分	区 分 所得割		平等割
医療分	8.2%	17,760円	19,680円
支援金分	2.8%	6, 240円	7, 560円
介護分	2.6%	8,760円	7,080円

2 国民健康保険法施行令の一部改正による改正

(1) 賦課限度額

区 分	改正前	改正後
基礎賦課分 (医療分)	650, 000円	660, 000円
後期高齢者支援金等賦課分 (支援金分)	240,000円	260, 000円
介護納付金賦課分 (介護分)	170,000円	改正なし
<u>計</u>	1,060,000円	1,090,000円

[※] 政令の改正に伴い賦課限度額を改正することについては、平成30年 1月31日付け国保運営協議会答申書に記載

(2) 軽減判定所得

区 分	改正前	改正後
7割軽減	基準額43万円+10万円× (給与所得者等の数−1)	改正なし
5割軽減	基準額43万円+29.5万円× 加入者+10万円×(給与所 得者等の数-1)	基準額43万円+ 30.5万円 × 加入者+10万円×(給与所 得者等の数-1)
2割軽減	基準額43万円+54.5万円× 加入者+10万円×(給与所 得者等の数-1)	基準額43万円+ 56万円 ×加 入者+10万円×(給与所得 者等の数-1)

(3) 施行予定日 令和7年4月1日

第3期データヘルス計画(令和6年度~令和11年度) 保健事業の実施状況について

1 根拠法令

市町村国保及び組合は、被保険者の健康の保持増進や疾病を早期に発見し重症化を防ぐための 必要な保健事業を行うよう努めなければならないとされています。(国民健康保険法第 82 条) そこで第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づき庁内関係課等と連携し、一体的 に保健事業を推進しています。

2 長野市の健康課題と保健事業の目的、めざす姿

国保データベースシステム(KDB:国民健康保険団体連合会が管理する「特定健診・特定保健指導」「医療」「介護保険」等に係る統計情報を保険者向けに情報提供するシステムのこと)を活用し、国保加入者及び後期高齢者医療制度加入者のデータを分析すると表 - 1 から以下の健康課題が考えられます。

- ◆ 75 歳以上の介護認定率が高く、県内で上位を占める。(表 1①)
- ◆ 要介護者の有病状況では、脳血管疾患が多い。(表 12)
- ◆ 高血圧により脳血管疾患や心不全・腎不全などの心血管病の合併症で医療機関に受診している人の割合が県平均より高い。(表 1③)

(表 - 1)

R 4年度	長野市	長野県
① 介護認定率	20. 2	20.7
75 歳以上(%)	30.3	27.6
② 脳血管疾患を持つ	46. 6	42. 5
介護認定者割合(%)	40.0	42. 3
③ 高血圧で心血管病がある	67. 6	66. 9
者の割合(%)	07.0	00.9

資料:ヘルスサポートラボツール後期高齢者の医療(健診)・介護突合状況

(図-1) 保健事業 (データヘルス) の目的

特定健診・特定保健指導と国民健康づくり運動

~特定健診・特定保健指導のメリットを生かし、国民健康づくり運動を着実に推進~ データの分析 地域・職場のメリット 個々人のメリット 各地域、各職場特有の健康課題がわかる。 ○ 自らの生活習慣病のリスク保有状況がわかる。 予防する対象者や疾患を特定できる。(レセルを分析すると) 未受診者への受診動災 ○ 放置するとどうなるか、どの生活 習慣を改善すると、リスクが減らせるかがわかる。 何の病気で入院しているか、治療 を受けているか、なぜ医療療が高 くなっているか知ることができる。 生活習慣の改善の方法がわかり、 自分で選択できる。 健康のための資源 (受診の概念、治療の概念) の公平性の確保 重症化が予防できる メタボリックシンドローム 該当者・予備群の減少 重症化が予防できる ● 重症化かすめたです。○ 医療費の伸びを抑制できる。 ○ 重症化が手動でき○ 死亡が回避できる 短期目標 高血圧の改善 脂質異常症の減少 糖尿病の減少 脳血管疾患・心疾患死亡率の減少 糖尿病合併症の減少 健康寿命の延伸

3 特定健診・特定保健指導

(1) 特定健診受診率・特定保健指導実施率(保険者の義務)

(表-2)

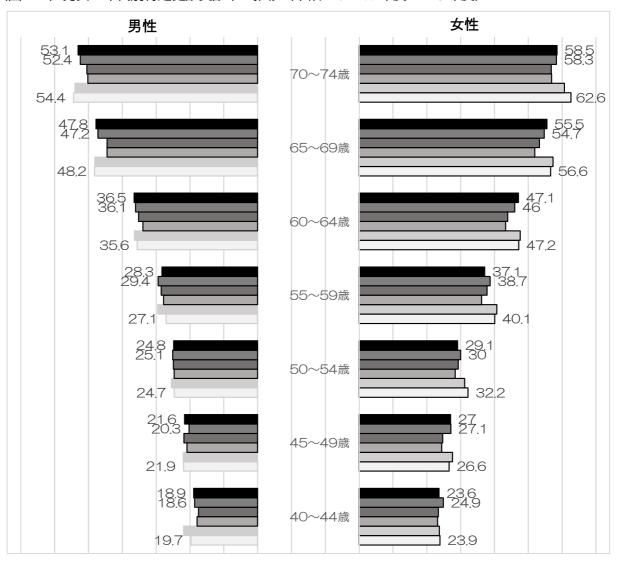
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定健診受診率	47.2%	43.8%	44.4%	45.6%	45.7%
(受診数)	(24,463人)	(22,569人)	(22,382人)	(21,774人)	(20,720人)
特定保健指導 実施率 (実施数)	37.9% (893 人)	43.5% (955 人)	42.0% (930 人)	45. 2% (873 人)	47.8% (876 人)

*令和6年度値は令和7年10月確定

特定健診は、脳血管疾患や虚血性心疾患、慢性腎不全などの生活習慣病から大切な命を守るため、特定保健指導と合わせて保険者に義務付けられており、国の「標準的な健診・保健指導プログラム」に準じて実施しています。

中核市 62 市のうち、長野市の健診受診率は第 2 位です。第 1 位との差は 1.8%です。新型コロナ感染症の影響による受診率低下から徐々に回復してきていますが、国の目標とする 60%には達成しておらず、約半数の人が健診を受けていない状況です。健診を受けることで、自身の血管や臓器の変化を知り予防の取組をすることにより、将来の脳心血管病を防ぐことにつながるため様々な機会や効果的な年代をとらえて受診勧奨を行う必要があります。

(図-2) 男女・年代別特定健診受診率の推移(下段からH30年度~R5年度)



(2) 受診率向上の取組

① 受診券の作成と受診啓発

個別健診を受診する際使用する問診表と一体化した「受診券」を作成し、令和6年度個別健 診対象者へ事前に送付しています。

「受診券」には健診の意義や健診内容・方法、実施医療機関などを記載するとともに、様々な 媒体を活用して周知及び受診啓発をしています。(表 - 3参照)

(表-3)

R 6受診券 送付数	国保特定健診	30歳代の国保健診	(参考)後期高齢者健診	
	49,739 通	49,739通 4,063通		
	(合計)	64, 995 通		
周知方法	広報ながの7月号、市ホームページ、公式LINE、FMぜんこうじ			
	保健センターだより、市役所大型モニターでの放映(9月・12月)、			
	医療機関等でのポス	ター掲示、チラシ(中山間	地集団健診実施地区)など	

② 中山間地域集団健診

中条、信州新町、戸隠・芋井、鬼無里地区では、個別健診のほか、支所や公民館などで集団健 診を実施しています。(表 - 4 参照)

個別健診と同様の検査項目のほか、肺がん・結核検診、前立腺がん検診の同時実施などを 取り入れて、地区の実情に応じた受診しやすい環境づくりに取り組んでいます。さらに健診の 保健指導時間を活用して、口腔機能測定やフレイル予防に関する食展示など地区の健康課題に 応じた健康学習の機会を設けています。

(表-4) 中山間地の健診状況

咨判	理佳計	())	
目科	誅集訂	(ハ)	

	中条地区	信州新町地区	戸隠・芋井地区	鬼無里地区
R 5 特定健診受診率 (個別・集団・ドック)	40.6%	42.9%	42.7%、46.6%	52.6%
R 5集団健診実施日	6/25	6/27·28	8/28 · 29 · 30	10/3 · 4
国保特定健診	35	55	86	42
受診数(割合)	(42.7)	(39.6)	(46.0)	(32.8)
30歳代健診	0	0	0	0
受診数(割合)	(0)	(0)	(0)	(0)
後期高齢者健診受診	47	84	101	86
数(割合)	(57.3)	(60.4)	(54.0)	(67. 2)
総数(人)	82	139	187	128

③ 人間ドック・脳ドックの受診費用の補助及び受診データ取得

特定健診の検査項目を充足する内容でドックを実施している指定医療機関において、今年度、35 歳以上 74 歳までの被保険者が人間ドックまたは脳ドックを受診する場合は、その費用の一部を補助しています。(75 歳以上は、別途、後期高齢者医療制度で受診費用の一部を補助)助成対象者のうち今年度 40 歳から 74 歳までの受診データは、指定医療機関からの提供を受け、特定健診受診数に反映しています。(表 - 5 参照)

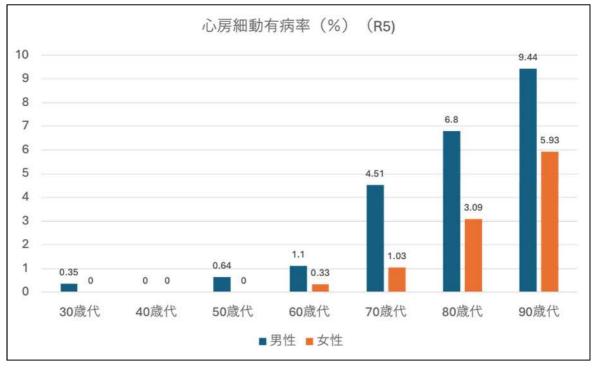
(表 - 5)

	ドック補助件数	助成額@15,000円	【再掲】
	(人)	(千円)	脳ドック(人)
令和2年度	6, 359	95, 385	93
令和3年度	6, 942	104, 130	100
令和4年度	6,627	99, 405	72
令和5年度	6, 574	98,610	79

④ 健診内容の充実(心電図検査の全数実施)

特定健診の詳細検査である心電図検査を令和4年度から追加し、すべての健診において受診者全員に心電図検査を実施しています。心電図検査を実施することで、心房細動の発見や心電図所見による保健指導を通じて治療勧奨を行うことができ、心原性脳梗塞の防止につながることが期待できます。

(図-3) 健診における心房細動の有所見者数の割合



R5 長野市国保特定健診、後期高齢者健診データより抜粋

⑤ 未受診者に対する受診勧奨

ア 通知による勧奨

個別健診実施期間の 7 月に R 5 年度健診未受診者で今年度 65 歳と 70 歳の該当者 (1,733人) へ受診勧奨はがきを郵送しました。そのうち 497人(送付数の 28.7%) が健診 受診につながりました。これは健診対象者の約1%にあたる人数です。過去に実施した 41 歳をターゲットとした勧奨通知で健診につながった割合が 5.4%でしたので、対象者抽出条件を検証しながら効果的・効率的な勧奨を研究していく必要があります。

イ 未受診者向け休日・集団健診の実施

健診未受診者に対して健診の機会を確保するため、令和3年度から2月に休日・集団健診を実施しています。集団健診での受診予定者数は、健診対象者の約1%にあたる人数です。 広報誌やホームページ、公式LINE、市役所2階大型モニターでの放映、有線放送で周知するとともに、受診勧奨通知を送付し、過去の受診者の声や感想などを参考に、受診しやすい環境に配慮して健診受診の機会を確保しています。

(表-6)

健診年度	実施回数・定員	申込者 (人)	受診数 (人)	備考
令和3年度	4回・400人	270	233	チラシ 2,641 人 当該年度 41 歳 電話受付
令和4年度	4回.480人	459	430	チラシ 4, 955 人 40 歳から 64 歳に限定 WEB予約システム
令和5年度	4回·480人	484	447	チラシ:4,500人 40・41・65歳など ながの電子申請・コール センター受付
令和6年度	5回・600人	527	今後集計	チラシ:4,843 人 はがき:750 人 30 歳から 74 歳まで ながの電子申請・コール センター受付

- ◆ 勧奨通知送付対象者抽出基準: ①②③のいずれか該当者 4,843 人 ④750 人
 - ① 令和4年度・令和5年度受診者のうち令和6年度健診未受診者
 - ② 今年度39歳、40歳、50歳、60歳で令和5年度・6年度ともに健診未受診者
 - ③ 保健センター・地区で把握する高血圧・糖尿病管理台帳で令和6年度健診未受診者
 - ④ 今年度、巳年の昭和28年生まれの71歳・72歳で令和6年度健診未受診者

ウ 訪問・電話等による受診勧奨

国保・高齢者医療課と保健所健康課・保健センターの保健師・管理栄養士が訪問保健指導や集団健康教育の中で、経年的に健診結果をみていく重要性や早期の段階から予防の取組を選択していく大切さを支援しています。

また、地区ごとに糖尿病や高血圧の管理台帳を作成し、健診未受診が推測される場合は、 訪問・電話等で本人から状況を確認し、必要に応じて健診受診や治療勧奨を行っています。 (令和6年度:266人/317人中へ受診勧奨)

カ 30歳代の国保健診

特定健診受診率向上対策として、市町村国保へルスアップ事業交付金を活用し「40 歳未満早期介入保健指導事業」に取り組んでいます。

30歳代に健診機会を確保することで、自分の血管の状態やからだの変化を経年的にみていく意識を高め、40歳以降も特定健診の受診行動の定着化を図ります。

(表 - 7) 30歳の国保健診受診状況(R6:令和7年1月14日現在)

	令和5年度	令和6年度	受診
① 受診券発送数	4, 299 人	4,063人	郵送受診
② 受診者数	623人	684 人	送数
③ 健診受診率	14.5%	16.8%	保保 導と
④ 保健指導対象者	107人	111人	予備
⑤ 保健指導実施数	78 人	61 人	保候 / 保
⑥ 保健指導実施率	72.9%	55%	/ /

受診券発送数: R6.4月 郵送分 受診率:受診者数/受診券発 送数×100 保健指導対象者:特定保健指 導と同基準でメタボ該当者・ 予備群抽出

了個群抽口 保健指導実施率:指導実施数 /保健指導対象者×100

⑥ 健診後の情報提供と特定保健指導

国保特定健診(個別・集団)、30 歳代の国保健診の受診者全員へ健診結果の通知と併せて、 市で作成した生活習慣病予防のための啓発リーフレットや運動施設におけるフィットネス体験 チケットを同封しています。

市では、運動施設を利用された方のアンケート調査を実施しており、男性 61.1%、女性 63.2% の方がこの体験チケットが健診を受けるきっかけになったと回答しています。

(表 - 8) フィットネス体験チケット利用状況

年度	利用券発行数	利用数	利用率				
十尺	(人)	(人)	(%)				
令和2年度	24, 027	203	0.8%				
令和3年度	24, 446	178	0.7%				
令和4年度	25, 089	290	1. 2%				
令和5年度	23, 851	297	1. 2%				

※利用数は、協定締結施設からの実績報告書による

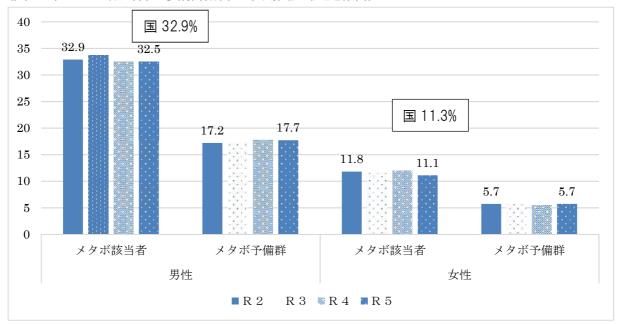
また、腹囲等を第一基準とした血圧・脂質・血糖・喫煙のリスクに該当する「動機付け支援」 や「積極的支援」の保健指導対象者には、オレンジ色の「保健指導利用券」を同封し、医療機関 と連携しメタボ解消を目的とした特定保健指導を行っております。

(表 - 9) 特定保健指導の実施状況

(人)

年度	積極的支援	動機づけ支援	実施総数
医療機関型(初回同時)	30	63	93
医療機関・長野市連携型	92	239	331
会場型	222	648	870
総数	344	950	1, 294

(図 - 4) メタボ該当者・予備群割合の年次推移(法定報告)



メタボ該当者・予備群のいずれも、女性に比較し男性が多く、横ばいに推移しています。

なお、令和4年度市町村国保の全国平均では、男性のメタボ該当者割合 32.9%、女性のメタボ該当者割合が 11.3%です。将来を見据えて、血管変化や臓器障害に移行しないよう、適正体重の維持や血糖値を急激に上げない食べ方など栄養指導を通じて、効果的な支援を行う必要があります。

4 糖尿病性腎症重症化予防保健指導

糖尿病は、神経障害、網膜症、糖尿病性腎症等の合併症を併発し、心筋梗塞や脳卒中等の心血管病のリスク因子となるほか、認知症や大腸がん等の発症リスクを高めることも明らかになっています。

そのため、国や県が策定した『糖尿病性腎症重症化予防プログラム』に準じて、糖尿病重症化予防保健指導に取り組んでいます。健診結果から糖尿病の診断指標の一つであるHbA1c値6.5%以上の未治療者や治療中の血糖コントロール不良者やたんぱく尿がある腎機能低下が疑われる者等を選定し、かかりつけ医や専門医と連携しながら、保健師・管理栄養士による保健指導や栄養指導を通じて対象者の重症化予防の取組が中断しないよう支援しています。

(1) 糖尿病重症化予防の取組実績(令和5年度)(*令和6年度は1月20日現在)

① HbA1c6.5%以上未治療者への受診勧奨

(表-10)

	令和5年度 人数・割合		令和6年度 人数・割合*		備考
対象者数	463		322		
保健指導実施数 (実施率)	370	79.9	151	47.3	
医療機関受診確認数	237		94		
医療機関受診あり(率)	209	88. 2	72	76. 6	支援後治療確認できた 割合

② HbA1c7.0%以上治療中で尿蛋白(±)以上の者への保健指導(表-11)

	令和5年度 人数・割合		令和6年度 人数・割合*		備考
対象者数	196		163		
面接実施数	140	71.4	84 51.5		
保健指導実施希望者数 (連絡票発行数)	77		39		面接実施者のうち、保健 指導希望者(連絡票発行 者数)
保健指導実施適当返書数 (実施者数)	65	84. 4	29	74. 4	主治医に保健指導実施の同 意を得て継続支援した者

③ その他プログラム以外の血糖コントロール不良者の保健指導 (表 - 12)

	令和5年度 人数・割合		令和6年度 人数・割合*		備考
対象者数	309		426		
保健指導実施数 (実施率)	234	75. 7	195	45.8	
医療機関受診確認数	144		131		面接実施者のうち、保健 指導希望者(連絡票発行 者数)
医療機関受診あり(率)	143	99.3	115	87.8	主治医に保健指導実施の同 意を得て継続支援した者

(2) 国保特定健診におけるHbA1c値の年次推移 (表-13)

特定健診受診データより

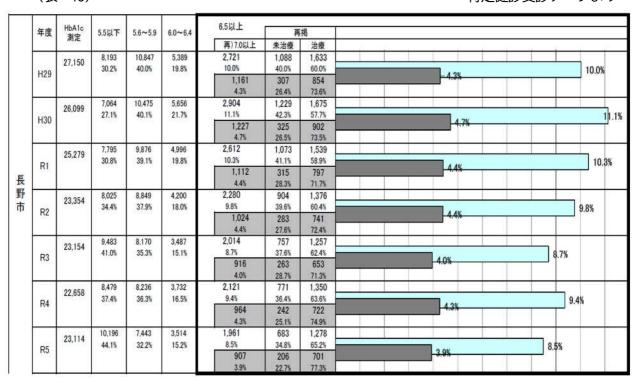


表 - 13 から受診者のHbA1 c値 6.5%以上の未治療者を治療へつなげる保健指導を通じて、 平成 29 年と比較し未治療者の割合が減少し治療者の割合が増えてきています。それに伴い HbA1 c値 5.5%以下の正常値が増加し、6.5%以上の割合が徐々に減少しています。

5 国が進める高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

国は、少子高齢化による急速な人口減少社会において、いわゆる団塊の世代が 85 歳になる 2035 年を見据えて、健康寿命の延伸と社会保障の安定化を目的に、国保保健事業と後期高齢者医療の保健事業を切れ目なく支援すること、さらに、フレイル状態に着目した疾病予防と介護予防の連携した取組を令和6年度までにすべての市町村において実施することとしています。

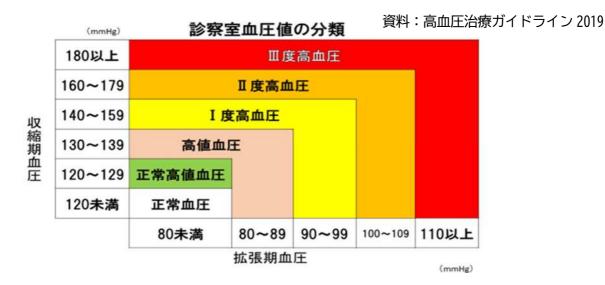
そこで、本市は令和3年度から後期高齢者医療広域連合から委託を受け、市内32の行政区において、地区所健康課題を明らかにし、国保加入者と後期高齢者医療加入者の重症化予防保健指導を展開しています。

(1) 実態把握・優先課題設定

(表-14) 健診における有所見者の状況(高血圧)

) MED 1-0213 O 1313/20 H 12 M (M) (M)								
	令和4年度	40~64歳	65~74歳	75 歳以上					
	高血圧該当割合	21.0%	31.9%	36.9%					
構	I 度高血圧	77.6%	79.0%	77.0%					
成割	Ⅱ度高血圧	18.4%	18. %3	19.4%					
合	Ⅲ度高血圧	4.0%	2.7%	3.6%					

(図-5)参考 診察室血圧値の分類 (高血圧診断基準 140/90mmHg以上)



(2) ハイリスク者に対する重症化予防保健指導実施状況(R6:12月20日現在)

① 国保加入者への保健指導

国保特定健診の受診データから、抽出基準に基づき対象者を選定し、健康課と国保・高齢者医療課の保健師・管理栄養士が家庭訪問や面談・電話等による保健指導・栄養指導を行っています。(表-14~18)

(表-15)

40~74 歳	血圧Ⅲ度未治療者							
40~74 成	対象者	指導数	割合	受診確認	受診済	割合		
令和5年度	117	80	68.4%	52	43	82.7%		
令和6年度	104	64	61.5%	47	37	78.7%		

(表-16)

40 - 74 - 集	血圧Ⅲ度治療者						
40~74 歳	対象者	指導数	割合	受診確認	受診済	割合	
令和5年度	70	54	77.1%	33	32	97.0%	
令和6年度	51	33	64.7%	33	33	100%	

(表-17)

40~74 歳			血圧Ⅱラ	卡治療者		
	対象者	指導数	割合	受診確認	受診済	割合
令和5年度	421	316	75.1%	195	124	63.6%
令和6年度	275	182	66.2%	144	105	73.3%

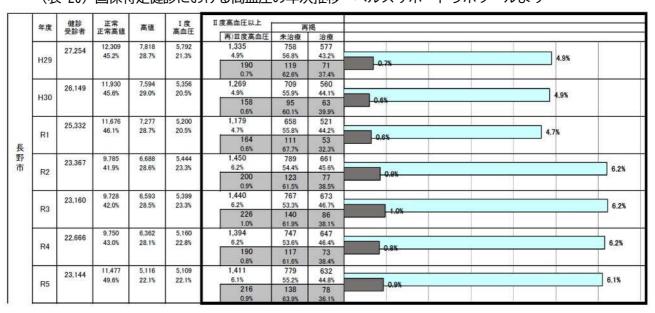
(表-18)

40 - 74 歩	血圧Ⅱ度治療者							
40~74 歳	対象者	指導数	割合	受診確認	受診済	割合		
令和5年度	365	266	72.9%	124	122	98.4%		
令和6年度	342	208	60.8%	161	155	90.8%		

(表-19)

40~74 歳	脂質l	脂質LDL CKD		心電図・心房細動等		
	対象者	指導数	対象者	指導数	受診済	指導数
令和5年度	215	162	101	70	96	85
令和6年度	191	83	57	47	30	27

(表-20) 国保特定健診における高血圧の年次推移 ヘルスサポートラボツールより



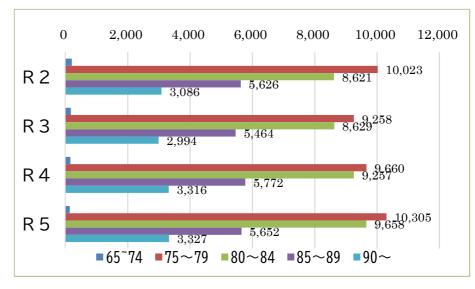
② 後期高齢者医療制度加入者への保健指導

ア 後期高齢者健診受診状況・年齢別受診者数

(表-21)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
健診受診率	49.2%	46.0%	44. 2%	46.3%	50.8%
(受診数)	(29,209人)	(27,718人)	(26,523人)	(28,160人)	(31,906人)





後期高齢者健診では、75歳から79歳の世代が多く占めているため、ハイリスク者支援の対象者選定基準を75歳から79歳を優先対象者としています。

イ 後期高齢者ハイリスク者支援実施状況

(表-22)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
後期高齢者保健 指導延人数	175	193	1, 402	1,024	1, 206

(表-23) 令和5年度・令和6年度保健指導実施状況(*令和7年1月8日現在) (人)

対象区分	血圧コントロール		血糖コントロール	
健診年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
対象者数	562	571	541	340
訪問指導数	547	407*	283	235*
実施割合(%)	97.3	71.3*	52.3	69.1*

(3) ポピュレーションアプローチ実施状況(R6:12月20日現在)

地域からの依頼により主に保健所健康課が対応する「なっぴい健康出前講座」や地域の健康 課題解決のために地区担当保健師と国保・高齢者医療課や地域包括ケア推進課の医療専門職が 協働で行う「生涯健康応援講座」や「課題解決型の健康講座」を通じて、予防・健康づくりに 必要な情報提供を行い、生活習慣改善の動機付けとなる学習の機会を確保しています。

そのほか、長年の食習慣である食塩摂取の量や味のコントロールは個人の努力では難しいので、日本血圧学会が審査・認証する減塩効果が高い減塩食品への置き換えで、減塩の取組が継続しやすい環境整備を推進しております。

❖減塩食品が購入できる環境の整備

- ・スマートミール(健康な食事)認証制度を取得した減塩弁当の共同開発
- ・飲食店や小売業でのJSH減塩食品の取扱拡充の働きかけ

❖高血圧等の訪問保健指導や健康講座等での情報提供

- ・血圧と塩の学習、減塩のコツと減塩食品の紹介
- ・家庭血圧測定を習慣化するためのインセンティブ 日本高血圧学会(JSH)認定の減塩調味料の配布・活用方法の啓発
- ・スマートミール認証を取得した減塩弁当を通じて J S H減塩食品の美味しさと 減塩効果を実感してもらう機会を確保。
- ・減塩食品に置き換えた場合の血圧変化等の効果分析 (松代地区 I 度会での J S H減塩食品配布 3 0 0 人の血圧改善状況の把握)
- ・健康講座や地域イベント等ブースで普及啓発
- ・松代地区「だがし家らそ」でのJSH減塩食品の展示と試食会
- ・塩と血圧についての啓発リーフレット作成(4,000枚)

(表 - 24)

	実施地区	開催回数	参加者数(延べ)	備考
令和3年度	14 地区	77 回	1,552人	*R6は令和7
令和4年度	23 地区	149 回	2,544 人	年1月8日現在
令和5年度	32 地区(全域)	211 回	3,919人	課集計
令和6年度	32 地区(全域)	166回*	3,665人*	

(表-25) 令和5年度高血圧保健指導実施者446人の令和6年度健診受診347人の血圧状況(人)

	令和6年度健診データ血圧値				
令和5年度指導実 施者446人→	正常	高値	I度	Ⅱ度	Ⅲ度
正常	5	0	2	1	0
高値	4	6	3	0	0
I度	13	15	18	8	0
Ⅱ度	33	18	85	68	12
Ⅲ度	3	2	11	25	15

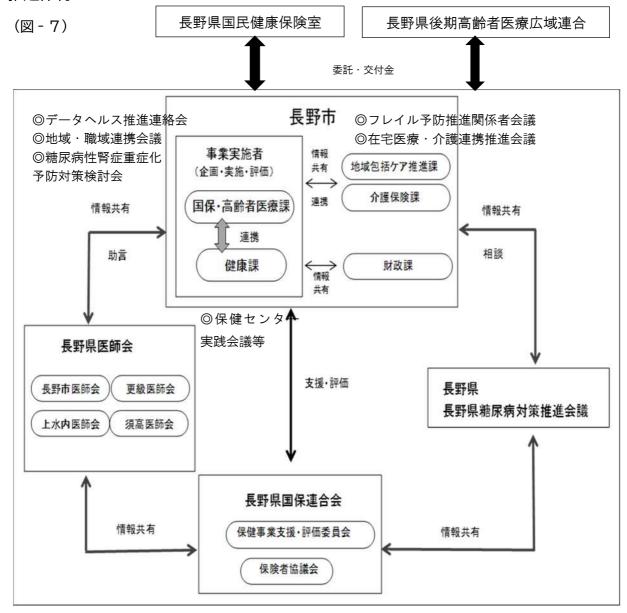
(表 - 26) 健診データ血圧改善率

R5→R6の変化	人数(人))	割合 (%)
改善	209	60.2
変化なし	112	32.3
悪化	26	7.5

(表-27) 令和5年度 HbA1c 値保健指導実施者 264 人の令和6年度健診受診 199 人の HbA1c 状況

	令和6年度健診データ	HbA1c の変化人数()	人) ・割合 (%)
人 和 5 ケ 安 七 道 中 佐	0.1%以上の改善	132	66.3
令和5年度指導実施者 者264人	0.1%以上の悪化	58	29. 1
	変化なし	9	4.5

6 推進体制



資料4

マイナ保険証の利用状況

1. マイナ保険証利用率

	長野市国保 利用率	全国平均利用率
2024年9月	20.79%	16.47%
2024年10月	23.31%	19.55%
2024年11月	25.67%	23.21%

[※] 長野市国保のマイナ保険証登録率62.23%(11月時点)

2. 資格確認書、お知らせ交付件数 (新規加入、70歳到達による負担割合変更などが主な交付理由)

	資格情報の お知らせ (マイナ保険証あり)	資格確認書 (マイナ保険証なし)
2024年12月2日~	1,270件	1,256件
2025年1月21日	(50.3%)	(49.7%)

3. マイナ保険証紐づけ解除申請件数 2025年1月21日時点で79件

令和7年度 長野市国民健康保険事業計画(案)

保健福祉部 国保·高齢者医療課

第1 はじめに

国民健康保険は、被用者保険等に属さない全ての人が加入する公的な医療保険制度であるが、被用者保険の加入資格の拡大や団塊の世代の後期高齢者 医療制度への移行などにより、被保険者が大きく減少してきている。

一方では、高齢化や医療の高度化等により一人当たり医療費は増加傾向に あることから、国民健康保険事業の安定・健全化への取組を着実に推し進め ていく必要がある。

本市では、令和5年度から令和9年度を計画期間とする「長野市国民健康保険事業第二期財政健全化計画(以下「第二期計画」という」)に基づき、健全財政を維持しながら、県が令和3年3月に策定した「長野県における国民健康保険運営の中期的改革方針(以下「県ロードマップ」という)」に沿って、保険料水準の統一への対応を進めることとしている。

本事業計画は、第二期計画を基に令和7年度に実施する事業について計画するものである。

第2 基本方針

市民が必要な医療サービスを安心して受けることができるよう、国民健康保険の被保険者の届出の窓口として、資格の管理、資格確認書の発行、保険料の賦課・徴収、保険給付の決定・支給などを適正に行う。

また、「長野県国民健康保険運営方針(以下「県運営方針」という)及び「第二期 計画」に基づき、収入面では保険料の未収金対策に努めて必要な財源を確実に確保し、 支出面では健康づくり事業の推進などの医療費の適正化に積極的に取り組むことにより、健全財政の維持に努めるとともに、県ロードマップに基づく県や県内市町村の動向等を注視しながら、令和7年度は次の6項目を主要事業として取り組むこととする。

- 1 適正な資格管理と自治体DX等への対応
- 2 医療費適正化対策の推進
- 3 健康づくり事業とデータヘルス計画の推進
- 4 収納率向上対策の推進
- 5 保険料水準の統一への対応
- 6 子ども・子育て支援制度創設への対応

なお、令和7年度の保険料率については、第二期計画の方針に沿って据え置きとし、 賦課限度額及び低所得世帯への軽減基準については、政令等の改正に合わせる。

第3 主要事業

1 適正な資格管理と自治体DX等への対応

- (1) 適正な資格管理
 - ア 加入状況確認調査等による適正な資格管理と保険料の賦課

マイナンバー連携システムから定期的に提供される資格の重複者リストを 活用し、職権による資格喪失等必要な事務処理を行う。また、所得未申告者 等を対象に所得調査を行い、適正な保険料賦課を実施する。

イ 居所不明被保険者の資格確認

居所不明被保険者に係る資格の適正化事務取扱要領に基づき、適用の 適正化を図る。

- (2) 自治体DX等への対応
 - ア システム標準化への対応

システム標準化の対応として、令和8年1月から国民健康保険中央会が提供する「市町村事務処理標準システム」にシステム変更するに当たり、

事前に十分な稼働テストを行うことで、滞りなく新システムへの切り替えを行う。

イ 保険証廃止に伴う対応

保険証の新規発行が終了し、令和6年12月2日からマイナ保険証を基本とする仕組みに移行したが、現在交付されている保険証は最長7月末までの有効期限となっている。このため、7月中にマイナ保険証所有者には資格情報のお知らせを、マイナ保険証未所有者には資格確認書を送付するが、混乱を避けるため広報などで周知を図る。

ウ 自治体DXへの対応

電子申請ができる手続きをさらに増やし、積極的に広報することで、 市民の利便性向上と窓口混雑の緩和を図る。

RPA(ロボティック・プロセス・オートメーション)等の先端技術について、システム標準化との整合性を確保しながら、庁内関係所属と連携を図り導入を検討する。

2 医療費適正化対策の推進

(1) ジェネリック医薬品の使用促進

ジェネリック医薬品に切替えた場合、100円以上の差額が発生する被保険者に「ジェネリック医薬品に関するお知らせ(後発医薬品差額通知)」を年2回送付するほか、新たに加入した被保険者に資格確認書等発送する際に「ジェネリック医薬品希望シール」やチラシ等を同封して周知を図り、ジェネリック医薬品の使用促進につなげる。

(2) レセプト点検及び療養費審査の実施

国保連合会が審査支払機関として行う一次点検に加え、保険者として縦覧 点検などの二次点検や過誤調整・返還請求等の事務及び療養費の審査を適正に 実施する。

(3) 重複・多剤服薬者に対する適正受診への取組

3か月以上、同一月に複数の医療機関かつ複数の薬局より同一薬効の医薬

品を処方されている重複服薬者、及び3か月以上、同一月に複数の医療機関かつ複数の薬局より15種類以上の薬剤を服用している多剤服薬者に対し、 適切な薬の服用について通知・指導し、適正受診につなげる。

(4) 医療費通知の発送

医療費総額・自己負担額等をお知らせする医療費通知について、年1回送付し、受診状況と医療費への理解をより深めることを目指す。

(5) 不当利得者に対する返納金の回収

国民健康保険資格喪失後の受診などによる不当利得者に対する返納金について、「市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例」に基づき徴収事務を行う。また、保険者間調整の制度を活用し、返納金の効率的な回収に取組む。

(6) 第三者行為に対する適切な求償事務の取組

国保連合会から提供されるリスト及び消防署に提供を依頼している「救急搬送一覧表」等により、交通事故など第三者からの傷病と思われる件について、対象者(被保険者)へ照会を行い、該当する場合は加害者等に対し適正な求償事務を行う。

3 健康づくり事業とデータヘルス計画の推進

(1) 特定健診·特定保健指導

ア 特定健診の実施と受診勧奨

① 個別健診

医療機関での個別健診を6月2日から10月15日まで実施する。

② 集団検診

個別健診未受診者を対象に、働き盛り世代が受診しやすいよう、2月に 休日・集団健診を実施する。

③ 受診勧奨の実施

健診は脳心血管病を予防するための重要な機会であることを広く周知し、 保健センター及び住民自治協議会などの関係団体等とも連携して、受診 勧奨を行う。

- ・通知の他、SNS等を活用した受診勧奨の実施
- ・特定健診受診者及び人間ドック受診補助券申請者へのフィットネス体験チケットの配布

④ その他

受診率向上のための効果的な取組として、就業者の健診データや 生活習慣病通院者のデータ提供による「みなし健診」の導入につい て関係機関との協議を行う。

- イ 特定保健指導の実施率向上への取組
 - ① 健診結果通知と併せて該当者全員へ特定保健指導の案内を行い、医療機関や保健センター等会場での実施など利用しやすい機会を設ける。

また、特定保健指導未利用者には、保健師又は管理栄養士が家庭訪問を行い、利用勧奨及び保健指導を実施する。

- ② 利便性の高いICTを活用し、土日・夜間など対象者のニーズに合わせて保健指導の機会を確保する。
- (2) 30歳代の健康診査・保健指導

若年期からの健康管理と生活習慣病予防の意識づけを図るため、任意 事業として30歳から39歳までの被保険者に対して特定健診・特定保健 指導に準じて健康診査・保健指導を実施する。

(3) 人間ドック・脳ドック受診助成事業

特定健診の一環として、指定医療機関でのドックの受診料の一部を補助する。

(4) 糖尿病 · 高血圧重症化予防

糖尿病・高血圧の重症化を予防するために下記の事業を行う。

- ア 治療を必要とする者及び治療中断者に対し、訪問又は文書、電話により受診勧奨を行う。
- イ 治療中のハイリスク者に対して、かかりつけ医等と連携し保健指導を 実施する。

- ウ 経年的に作成している保健指導対象者台帳を活用し、経過を確認しなが ら必要な保健指導を継続する。
- (5) 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」の取組

市町村は国民健康保険の保健事業について 後期高齢者医療制度の保健事業と介護予防の地域支援事業と一体的に実施するよう努めるものとされていることから、後期高齢者医療制度加入者にも国保加入者と同様の保健指導を実施するほか、保健所健康課及び保健センター等と連携して、地域の健康課題の解決のためのポピュレーションアプローチを実施する。

4 収納率向上対策の推進

(1) 現年度分保険料の徴収

◇第二期健全化計画の令和7年度目標収納率は95.25%

- ア 口座振替の推進
 - ① Web 口座申込の周知を図る。
 - ② 振替不能者の再振替を実施する。
 - ③ 口座振替未登録者に対し機会を捉えて案内等を強化し、口座振替登録率向上を図る。
- イ 国民健康保険指導員による滞納者への早期納付勧奨 滞納額が少額のうちに訪問納付勧奨を行い、滞納の早期解消を図る。
- (2) 滞納繰越分保険料の徴収
 - ◇第二期健全化計画の令和7年度目標収納率は23.50%

催告書の発送等により滞納者との折衝の機会を確保するとともに、 悪質な滞納者には、差押え等の滞納処分を行い、収納率向上に努める。

ア 折衝の機会の確保と納付相談・指導

納付に資する取組を行い、個別の事情に応じた納付相談・指導を 実施するとともに、納付がなく特別の事情があると認められない場合 には、特別療養費の支給により接触の機会の確保に努める。

イ 差押え等の滞納処分の実施

資力がありながら納付意識が低い、いわゆる悪質滞納者には、 預貯金及び生命保険等を中心に差押えを着実に実施する。

ウ 大口滞納者や徴収が困難な滞納案件の対応

精査の上、長野県地方税滞納整理機構に引き継ぎ、効率的な滞納 整理を進める。

5 保険料水準の統一への対応

保険料水準の統一に向けた取組については、当面は医療費の適正化など 国保財政の更なる健全化に向けた取組と一致することから、第二期計画に おける取組を進めることで、統一への下地作りを図っていく。

また、県主催のワーキンググループに引き続き参加し、本市の取組と 統一への方向性に大きな齟齬が生じないよう、本市からの情報提供や関係 市町村の情報収集を行う。

なお、保険料率等については、第二期計画で、当面の間は原則的に据え置きとしたところであるが、県が示す標準保険料率等を参考に、適切な賦課となるよう検証を重ねるとともに、保険料の減免基準についても、より実態に合ったものとなるよう、先進自治体の例などを参考に検討を進めていく。

6 子ども・子育て支援制度創設への対応

令和8年度から子ども・子育て支援制度による新たな保険料賦課が発生するため、 システム改修などの制度改正準備を進める。また、国から示されている標準的な 保険料等を参考に保険料率を決定する。